

取締役の選任・解任基準

1. 取締役選任基準

当社取締役会は、株主はじめステークホルダーの負託に応えるため、企業パーパスを理解・尊重し、当社グループの持続的成長と中・長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図る責務を負っています。

取締役の選任については、以下の基準を定め、その責務を果たし得る人物を候補者として、指名委員会での審議を経て、取締役会に諮り、選任します。

【業務執行取締役】

- 1) 当社グループの企業パーパスを理解・尊重していること
- 2) 優れた人格・見識を有し、遵法精神に優れ、心身ともに健康であること
- 3) 当社グループの経営の方向付けに資する客観的経営判断力と業務遂行能力において優れた実績・知見等を有していること
- 4) 当社グループの経営戦略・事業特性等を踏まえ、当社グループの中・長期的に持続可能な企業価値向上に資する資質および能力を有していること
- 5) 他の取締役と信頼関係を構築するとともに、取締役会の議論の質向上、新たな論点提示に貢献できること

【常勤監査等委員】

- 1) 当社グループの企業パーパスを理解・尊重していること
- 2) 優れた人格・見識を有し、遵法精神に優れ、心身ともに健康であること
- 3) 当社グループの組織、事業、業務プロセス等に精通していること
- 4) 高い自己規律に基づいて、中立・客観的な視点から監査ができること
- 5) 公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できること

【社外取締役】

- 1) 経営、海外、法曹、財務・会計、人材活用、ESG等の多様な分野で指導的な役割を果たし、豊富な経験や専門的知見を有していること
- 2) 当社グループの企業パーパス・事業に高い関心を持ち、適時適切に業務執行取締役に対する意見や指導・助言、監督を行う能力を有すること
- 3) 当社社外取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保できること
- 4) 監査等委員である社外取締役は、上記に加えて、監査等委員でない取締役の監督を行う能力を有すること

2. 取締役解任基準

取締役の解任については、以下の基準を定め、該当したと認められた場合には、指名委員会での審議を経て、取締役会に諮り、決定します。

- 1) 法令等に反する行為を行った場合
- 2) 職務怠惰等により、その機能を十分に発揮していないと認められる場合
- 3) その他、その任期中、選任基準のいずれかを満たさなくなった場合

3. 代表取締役「社長」の選任・解任基準

代表取締役社長の選任基準は、取締役の選任基準に加え、以下の能力・資質要件を定めます。

- 1) 戦略構想力
 - ・ 当社事業を取り巻く環境変化の先を見通し、当社グローバル戦略を高い視座で立案・遂行する力を有していること
- 2) リーダーシップ
 - ・ 構想した成長戦略等の実行に向けて、当社グローバル組織を牽引する力を有していること
- 3) 決断力
 - ・ 逆境の中でも平常心を常に保ち、適切な情報を収集し、迅速かつ果断に決断する力を有していること
- 4) 変革力
 - ・ 業界や組織の常識・過去の慣習に縛られない視座を持ち、組織全体を鼓舞しつつ、経営ビジョン実現に向けて組織を変えていく力を有していること
- 5) 人脈構築力
 - ・ 業界や国境を超えて、経営トップなどキーマンと信頼関係を構築すること
- 6) 協調性・傾聴力
 - ・ 株主はじめステークホルダー等の意見にも耳を傾け、その本質を捉え、組織全体で同じ目標の達成や問題解決に向けて行動できること

なお、代表取締役社長は、社内のみならず社外から招聘し、選任する場合があります。社外から招聘する場合には、豊富な経験と実績を有していることを重要な要件に加えます。

代表取締役「社長」の解任基準は、取締役の解任基準に加え、以下の要件を定めます。

- 1) 代表取締役社長の任に堪えないような健康状態と認定される場合
- 2) 代表取締役社長の選任基準を満たさないと認められた場合

以上